

## 第 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次の  
ように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例  
(熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)の一部を次の  
ように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員に

については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第7条の2第1項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）第8条の2第1項、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）第4条及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）第5条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある熊本県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「熊本県警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。))に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と

読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員  
他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に  
著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員  
他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障  
が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情  
があるため、当該職員  
他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる  
こと。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に

係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要

する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の5項を加える。

（定年に関する経過措置）

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第号。以下この項から附則第10項までにおいて「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員に相当する職員に対する第3条の規定の適用については、第7項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

10 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期

を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 1 1 熊本県警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

- 1 0 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第10条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条

第3項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条の5第2項中「第15条の6」を「第15条の6第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の6第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の7第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の8の2第1項中「第7条の3」を「第5条第2項から第9項まで、第7条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の10項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項及び第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員



(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第16項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給

月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 附則第15項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第15項中「前項」とあるのは「附則第16項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第14項、第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第14項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第14項、第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の5第5項（第15条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第15条の5第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第4アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(熊本県職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を「以下この条、次条」に、「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)附則第12項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)附則第14項に規定する措置又は規則その他の規程で定める法附則第26項の給与に関する特例措置により降給をする場合における第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)附則第12項若しくは熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)附則第14項に規定する措置又は規則その他の規程で定める法附則第26項の給与に関する特例措置による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、前項に規定する場合には、適用しない。この場合において、当該職員には、人事委員会規則の規定により、前項の措置又は給与に関する特例措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県職員の懲戒に関する条例(昭和26年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「10分の1以下」を「10分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員等みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、同条第3項を削る。

第2条の3第2項中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

第2条の4中「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「並びに第6条及び第6条の2」を「及び第6条から第6条の3まで」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2中「前条第1項」を「第5条第1項」に、「10年」を「15年」に、「同項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員等となった後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員等となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。))により職員等となった後に退職した者及び附則第43項第1号に掲げる職員等として退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。))により職員等となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」

と読み替えるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(一定の年齢に達した場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。）により職員等となった後に退職した者及び附則第43項第1号に掲げる職員等として退職した者を除く。）の基礎在職期間のうち規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員等としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場

合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員等、第7条第5項に規定する職員等以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員等としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員等としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員等以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第8条第1項に規定する再び職員等となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第8条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第8条第3項第1号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特



定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(14) 第8条第3項第2号に規定する再び職員等となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(15) 第8条第3項第3号に規定する場合における職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(16) 第8条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(17) 第8条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員等以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(18) 第8条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が別に定める在職期間

第6条の4第1項中「、第5条」の次に「、第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第6条の5とする。

第6条の3第1項中「、その者の基礎在職期間」の次に「（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を加え、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を削り、「前項第2号」を「第5条の2第2項第2号」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第6条の4とする。

第6条の2中「第5条の2に」を「第5条の3に」に、「前条」を「前2条」に、「同条中「第3条から第5条まで」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条」と、「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、「これらの」とあるのは「第5条の2の規定により読み替えて適用する第5条の」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び当該退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項（	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項（
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）	特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。以下この号及び次号において同じ。）及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日に

		おけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

第6条の2を第6条の3とする。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額と

する。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第10条第2項中「職員等について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員等みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後に」、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員等その他これに準ずるものとして規則で定める職員等が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

第20条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則第29項中「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に、「第6条の4第1項」を「第6条の5第1項」に改める。

附則第30項中「同項」の次に「又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第44項」を加える。

附則第31項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。

附則第34項本文中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

附則第38項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

40 特定任命により職員等となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

41 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第41項」とする。

42 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第42項」とする。

43 前2項の規定は、次に掲げる職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員等

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員等に類する職員等として規則で定める職員等

44 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）附則第12項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）附則第14項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）附則第9項の規定による職員等の給料月額の変額改定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。

45 当分の間、第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「

定年退職日の属する年の前年の3月31日」とあるのは「定年（附則第43項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日以後における最初の3月31日の属する年の前年の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第43項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

46 当分の間、第5条第1項（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは、「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第43項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第43項第1号に掲げる職員	65歳
附則第43項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

47 当分の間、次の各号のいずれかに掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる者（附則第43項第1号に掲げる職員を除く。）が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日の属する年の前年の4月1日から定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、前2項の規定にかかわらず、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの
- (2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第11条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号及び次項において)」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条中「第8条の3」を「第6条第2項から第9項まで、第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第9項中「給与取扱」を「給与の取扱い」に改める。

附則に次の8項を加える。

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と



特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第16項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条の3第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員	円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 331,100	円 415,200

（熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時

間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第16条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第8項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年熊本県条例第 号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員

(3) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」

という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第11項及び第12項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
定年前再任用短 時間勤務職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県警察職員の懲戒に関する条例(昭和29年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料の額」に、「5分の1以下」を「5分の1以下に相当する額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の20中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第25条の14第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第11条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の見出し中「再任用職員等」を「特定の職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年熊本県条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の3第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項の」を「第22条の4第1項に」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

(熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第16条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と県立学校給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

3 市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校給与条例附則第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

(熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例(昭和48年熊本県条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条まで」の次に「又は附則第41項若しくは第42項」を加え、「第5条の2」を「第5条の3の2まで及び附則第41項から第47項」に改める。

附則第6項中「同項」の次に「又は同条例第5条の2（同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第44項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第42項」を加える。

附則第8項中「、新条例」を「、熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に、「新条例及び」を「熊本県職員等退職手当支給条例及び」に改める。

附則第14項中「対する新条例」を「対する熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第6条の4の」を「第6条の5の」に、「、新条例第2条の4から第5条の2まで及び第6条から第6条の4」を「、同条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5」に改め、同項第1号中「新条例」を「熊本県職員等退職手当支給条例」に、「第5条の2」を「第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）  
第18条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号中「第28条第2項各号の一に」を「第28条第2項各号のいずれかに」に、「第29条各号の一に」を「第29条第1項各号のいずれかに」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員  
第6条第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第19条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

（4）熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第4号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

（5）熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1

号) 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員  
第9条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。  
第10条に次の1号を加える。

(4) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第5条第10項の項を削り、同表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)」に改める。

第16条の表第6条第10項の項を削り、同表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の表第6条第10項の項を削る。

第23条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第25条の表第10条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第5項の項を削り、同表第13条第6項の項中「育児休業条例」を「熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)」に改め、同表第15条の7第1項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条の8の2第1項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の表第11条第3項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第18条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第20条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1

号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第21条 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
第7条第1項及び第2項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第11条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本県職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
第17条中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第22条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第9条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第23条 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第24条 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の4から第5条の2」を「第2条の4から第5条の3の2」に、「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

附則第4条中「新条例第6条の3」を「熊本県職員等退職手当支給条例第6条の4」に改める。

(熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)



第25条 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第26条 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第27条 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成19年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「本文」及び「（同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては、同条ただし書各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢）」を削る。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第28条 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第29条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第28条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された職員又は同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

（熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第30条 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

（熊本県職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第31条 熊本県職員の退職管理に関する条例（平成28年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（熊本県職員等の再任用に関する条例の廃止）

第32条 熊本県職員等の再任用に関する条例（平成12年熊本県条例第76号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県職員等退職手当支給条例第2条第2項本文、第10条並びに附則第34項及び第38項の改正規定並びに第13条及び附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例（以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日に

おける旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（県が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、次条及び附則第8条から第10条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用する

ことができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における令和3年改正法附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第2条第3

項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)附則第12項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員であつて新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)を除いた職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の一般職給与条例第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一



般職給与条例第10条第3項、第13条第2項及び第15条の7の規定を適用する。

- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第15条の5第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の一般職給与条例第15条の6第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2並びに第11条の3並びに改正後の一般職給与条例第5条第3項、第4項及び第6項の規定並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項（次条第2項に規定する事項を除く。）は、人事委員会規則で定める。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例（次項において「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「特別の定めがある者」とあるのは「特別の定めがある者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者」とする。

- 2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に対する新条例の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第6条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）附則第14項から第21項までの規定は、令

和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用県立学校職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）のうち暫定再任用短時間勤務県立学校職員（暫定再任用県立学校職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条において同じ。）を除いた職員の給料月額、当該暫定再任用県立学校職員が改正後の県立学校職員給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される熊本県立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用県立学校職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用県立学校職員（暫定再任用短時間勤務県立学校職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用県立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務県立学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務県立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務県立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県立学校職員給与条例第11条第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用県立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県立学校職員給与条例第16条第3項及び第17条の2第2項の規定を適用する。
- 7 改正後の県立学校職員給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用県立学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用県立学校職員（地方公務員法

の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用県立学校職員」とする。

8 熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の4、第14条の2並びに第14条の3並びに改正後の県立学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用県立学校職員には適用しない。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用県立学校職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第7条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用市町村立学校職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）のうち暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員（暫定再任用市町村立学校職員であって新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下この条において同じ。）を除いた職員の給料月額は、当該暫定再任用市町村立学校職員が改正後の市町村立学校職員給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用市町村立学校職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用市町村立学校職員（暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用市町村立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務市

町村立学校職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の属する職務の級に応じた額に、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務市町村立学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用市町村立学校職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の市町村立学校職員給与条例第16条の2第2項の規定を適用する。
- 6 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで並びに改正後の市町村立学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定は、暫定再任用市町村立学校職員には適用しない。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用市町村立学校職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第12条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の4、第5条の2、第5条の3及び第12条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第14条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の4、第8条の2及び第16条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）

に対する第18条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第20条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号の規定を適用する。

（公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第21条の規定による改正後の公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、これらの規定中「任期を定めて任用される職員」とあるのは「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。）」とする。

（熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例附

則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第27条の規定による改正後の熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第7項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）」とする。

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県職員等の定年等に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第27条の規定による改正後の熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「規定する年齢」とあるのは、「規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間である場合においては、同条例附則第9項の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。）」とする。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 第29条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条、第8条第2項、第9条及び第21条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。